

(仮称) 三軒屋公園等複合施設整備運営事業

利用料金設定の考え方

令和7年7月

新 座 市

1 利用料金設定の考え方

施設の利用料金は、市が定める施設の設置及び管理条例で定める額を上限として、市の承認を得て事業者が定めるものとする。なお、料金設定に当たっては、市内他施設や近隣施設と著しく乖離しないようにすること。

モデルプランの諸室及び市の想定する経費に基づき算出した諸室の利用料金は次のとおりである。

施設名	使用料（単位 円）					（参考） 想定面積 （㎡）
	午前 （午前9時～正午）	午後1 （午後1時～午後3時）	午後2 （午後3時30分～午後5時30分）	夜間 （午後6時～午後9時30分）	全日 （午前9時～午後9時30分）	
多目的ホール(1/2)	1,670	1,150	1,150	2,510	5,230	100
多目的ホール	3,350	2,200	2,200	5,020	10,260	200
多目的室(1/3)	830	520	520	1,250	2,510	50
多目的室(2/3)	1,670	1,150	1,150	2,510	5,230	100
多目的室	2,510	1,670	1,670	3,770	7,750	150
ギャラリー小	1,460	1,150	1,150	2,300	4,810	80
ギャラリー大	1,990	1,360	1,360	3,030	6,180	120
ギャラリー全体	3,350	2,200	2,200	5,020	10,260	200

スタジオについては以下のとおり。

区分	市内(0～17歳)	市外(0～17歳)	市内(18歳以上) ※高校生除く	市外(18歳以上) ※高校生除く
料金 (1部屋1時間当たり)	250円	500円	500円	1,000円

※ 「市内」は新座市内に在住・在勤・在学の者とし、それ以外の者を「市外」とする。

2 利用料設定の試算方法

上記表の料金設定に当たっての試算方法は以下のとおり（※スタジオ以外）。音楽スタジオは他市類似施設の金額を参考に設定したもの。

利用料金＝面積×平米単価×時間×消費税等（10％）（※10円未満切捨て）
※この平米単価は、市の他の公民館、コミセンでの単価を基に設定。

なお、夜間（午後6時～午後9時30分）については、光熱水費が多く掛かることが見込まれるため、3割増しとなっている。（※ほかの市内公民館・コミセンと同様の考え方）

3 減免等について

減免については、これまでの東北コミュニティセンターの利用者への影響を考慮し、原則引き継ぐ形とする。

具体的には以下のとおり。

- (1) 市が公用で利用する場合 免除
- (2) 市内の小学校又は中学校が教育活動として利用する場合 免除
- (3) 町内会が総会に利用する場合 免除
- (4) 市内の幼稚園（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設に該当するものを除く。）若しくは高等学校又は同項に規定する特定教育・保育施設若しくは同法第29条第3項に規定する特定地域型保育事業所が自らの行事に利用する場合 5割（その減額の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
- (5) 市内の社会福祉法人又は障がい者若しくは高齢者で構成する団体が自らの行事に利用する場合 5割
- (6) 教育、文化、社会福祉等の増進に資する活動を継続していると教育委員会が認める団体が利用する場合 5割
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育、文化、社会福祉等の増進に資する活動を継続し、かつ、新座市立公民館規則第10条第1項に規定する登録を受けた団体が利用する場合 5割

その他、各号に規定するもののほか、教育委員会が公益上特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

また、ギャラリー等については、市外の方の利用や、営利目的での利用も想定されるため、以下のような規定を設けることとする。

- 1 市内に居住し、通勤し、又は通学している者以外の者及び市外の団体が利用する場合の使用料は、倍額とする。
- 2 営利又は宣伝に類する行為を目的として利用する場合は、使用料に5を乗じて得た額を加算する。